**議会運営委員会記録**

令和7年6月26日（木）

開議　 16 時 18 分

閉議　 16 時 30 分

全員協議会室

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議　題

1　令和7年6月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　資料1

⑵　その他

2　浜田市議会政務活動費の交付に関する細則等の一部改正について　　　　　　　資料2

3　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔 16 時 18 分　開議　〕

**○柳楽委員長**

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

**1　令和7年6月浜田市議会定例会議について**

**⑴　付議事件及び付託案について**

**○柳楽委員長**

まず資料1を参照されたい。総務部長から説明をお願いする。

**○総務部長**

令和7年6月浜田市議会定例会議に提案する付議事件について説明する。

今回の提案内容は、付議事件が2件、報告事件が1件。付議事件の内訳は、財産の取得が1件、補正予算が1件。

議案書を基に概要を説明する。

議案第53号、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車のため財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。取得する財産は、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車1台。取得の方法は、購入。取得予定価格1億6,727万6,992円。相手方は、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店。

議案第54号、令和7年度浜田市一般会計補正予算(第4号)については、別冊の説明資料で説明する。編成概要について、今回の補正予算は、米価等物価高騰対策支援事業等を受けて追加で取り組む事業費について調整を行うもの。予算規模について、補正額は6,509万7,000円の増額で、補正後の予算総額は433億8,096万2,000円とする。補正事項は、説明資料のとおり。歳入歳出予算総括表の歳入についても説明資料のとおり。

次に歳出について。1番は、米価等物価高騰による市民の家計負担の軽減を図るため、主に米の購入時に利用できる2,000円分のクーポン券を市内全世帯に配布するもの。2番は、物価高騰の影響を受けている児童扶養世帯等の保護者の負担軽減を図るため、高騰する食材費を学校給食費に転嫁しないための助成を行うものである。

報告事項については、事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告となっている。付議事件に関する説明は以上である。

また、本定例会議の最終日に追加議案を予定しているので報告する。予定している議案は、工事請負契約の締結2件。美又温泉外湯建設に伴う建築主体工事、もう1件が同建設工事に伴う機械設備工事、以上2件について、本定例会議の最終日である7月8日に追加提案を予定している。

**○柳楽委員長**

続いて付託案について事務局から説明をお願いする。

**○下間局長**

資料の付託先一覧案を参照されたい。市長提出議案は先ほど説明があったとおり2件。付託の内訳は、財産の取得について総務文教委員会に1件、予算決算委員会に1件である。

補足として、30日の議事進行の流れを説明する。開会後、諸般の報告1件を行い、その後、追加提案2件の提案説明を行い、議案熟読のため10分程度休憩。その後、初日提案の議案から順に議案質疑、委員会付託や即決分の議案についての採決を行う。

**○柳楽委員長**

ただいまの説明について質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

**⑵　その他**

**○柳楽委員長**

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それではここで、執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

**2　浜田市議会政務活動費の交付に関する細則等の一部改正について**

**○柳楽委員長**

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則等の一部改正について議題とする。事務局から説明を求める。

**○下間局長**

今回は、政務活動費の関係とタブレット端末の貸与に関するもの、大きく2件の改正案を提示している。いずれの改正も条例ではないため、本会議に諮ることなく、この議会運営委員会の決定で改正できるものである。

まず、政務活動費の交付に関する細則と、それに関するマニュアルの改正である。1ページを参照されたい。左側が現行、右側が改正案である。先般、議員研修会で生成ＡＩ活用研修を行った後、複数の議員から、例えば有料版のＣｈａｔＧＰＴを導入する経費に政務活動費を充当できるのかという問合せがあった。現在の条例で規定している調査研究費で対応は可能であるが、より分かりやすくするため、細則の別表に、政務活動費を充てることができる経費として「アプリケーション使用料」を追記するもの。政務活動以外にも活用することが想定されるため、他の使用料と同様に、金額としては経費の3分の1以内とし、年間上限額を1万円とする。繰り返しになるが、条例上は現在でも充当できる内容であり、令和7年度の4月以降の使用分から適用できる。2ページから6ページまでは、改正後の細則の全文。7ページには、政務活動費の手引きの該当ページを抜粋して掲載。細則と同様に、アプリケーション使用料について追記したもの。

もう1点が、浜田市議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程の一部を改正する規程。この規程は、議員に貸与しているタブレット端末の運用について既に定めているもの。第3条の遵守事項において、タブレット端末にアプリケーションソフトを追加する際は、あらかじめ議長の承認を得ることが定められている。しかし、承認を得る手続が具体化されてなく、議員が行う手続を明確にするため、今回、申請書の様式を定めて議長に提出するという改正をするもの。大きな変更ではなく、申請書の様式を定めた。9ページが改正の内容、10ページ以降が改正後の規程の全文。最後のページが申請書の様式。

先日インストールしたＣｈａｔＧＰＴについては、議会の研修のためインストールしており、これまでにインストールしたアプリケーションがある場合も、改めて申請書を提出する必要はないものとしたい。今後、何かアプリケーションをインストールする際には提出をお願いしたい。

**○柳楽委員長**

ただいまの説明について、委員から確認することや質問はあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、ただいま説明のあったとおり、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則、政務活動費マニュアル及び浜田市議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程を改正することで良いか。

（　「異議なし」という声あり　）

　事務局は、改正後はＳｉｄｅＢｏｏｋｓ等のデータについて更新後、ＬＩＮＥＷＯＲＫＳで全議員への周知をお願いする。

**3　その他**

**○柳楽委員長**

　そのほか、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは最後に、次回の議会運営委員会の日程を確認する。最終日7月8日火曜日の全員協議会終了後に第4委員会室で開催する。

先ほど総務部長から話があったように、最終日に追加提案があるということなので、このことに伴う委員会については、改めて時間等をお知らせする。

本日の内容については会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔 16 時 30 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子